

## ◆留学先で修得した科目の単位認定申請について◆

留学先の大学で修得した科目の単位認定を希望する場合は、学習指導面談が必要になります。

申請方法詳細は、[keio.jp](http://keio.jp) の News でお知らせしております。書類を用意する前に必ず確認してください。

### ■単位認定の流れ

1. 留学先から帰国し、就学届を学生部法学部担当窓口へ提出  
※就学届を窓口へ提出するまでは申請資格がありません。
2. 必要書類（下記参照）を揃え、所定の Google フォームから申請
3. 学生部より [keio.jp](http://keio.jp) のメールアドレスに連絡（不備連絡・面談日程調整）
4. 学習指導教員との面談（授業期間中の毎週水曜日 10 時～）
5. 教授会承認後に成績表に反映（学生部より連絡）

### ■必要書類 ※③～⑤は科目ごとにアップロードしていただきます。

- ① 学生部所定の単位認定申請書（塾生サイトよりダウンロードしてください。）
- ② 留学先の成績証明書  
※オンライン成績表は不可。大学の公印や学長サインが入った公式な証明書をご用意ください。  
※原則、英文の成績証明書に限ります。英語以外の言語による成績証明書しか入手できない場合には、法学部担当にご相談ください。
- ③ 学生部所定の単位認定についての説明書  
(①同様、塾生サイトからダウンロードしてください。1科目ごとに1枚ずつ必要です。)  
④ 授業時間数を証明する書類（「1コマ当たりの時間数」と「授業回数」を確認できる書類）  
※単位数換算の目安は 1350 分以上の授業で2単位、2700 分以上の授業で4単位です。ただし、675 分以上の授業で1単位と認められることもあります。  
※試験や自習は授業回数および授業時間数には含まれません。
- ⑤ 認定を希望する科目のシラバス（写）  
※シラバスに時間数が明記されている場合は、④は不要です。  
※授業を受けていた年度のシラバスに限ります。
- ⑥ 授業で使用したテキストやノート  
(こちらは、提出は不要ですが、面談時に求められたときに提示できるようにご準備ください。)

### ■面談申込期限

面談を希望する日の前週の金曜日までに、必要書類のうち①～⑤の書類を所定の Google フォームからアップロードしてください。

## ■認定される対象となる科目について

提出書類および学習指導面談において、専門科目に相当すると認められる科目が単位認定の対象となります。  
一般教養科目に相当するもの等は対象外です。専門科目か否かについては、シラバスの内容や科目番号などにより、客観的に判断されます。なお、2年制大学やコミュニカレッジで取得した単位は、一般教養科目とみなされるため、単位認定の対象にはなりません。

### 【法律学科】

- ・法律学関係の科目が単位認定の対象となるほか、法学部政治学科や他学部設置の科目に相当する専門科目も、「展開科目（他学科・他学部）」として単位認定の対象となります。ただし、卒業要件として認められる「展開科目（他学科・他学部）」は、(留学前に取得済みのものも含め) 22単位が上限であり、それを超えた分は自主選択科目となります。
- ・米国の大学の場合は科目番号の100番台～200番台の科目は一般教養科目とみなされているため、これらの科目は単位認定の対象にはなりません。300番台以降の科目のみ申請が可能です。

### 【政治学科】

- ・政治学関係の科目が単位認定の対象となります。
- ・科目名が「Introduction～」となっている科目は、原則として一般教養科目とみなされます。

## ■注意事項

- ・成績証明書を入手してから1か月以内（休校期間を除く）を目安に申請をしてください。
- ・認定される分野・単位数は学習指導面談で決定します。認定された単位は取り消すことができません。
- ・単位認定された単位は、留学先での評語に関わらず、一律「G」（認定）になり、成績表及び、成績証明書に記載されます（※海外の大学院に出願を考えている方はご注意ください）。
- ・認定される単位数の上限は30単位です。
- ・副専攻認定を目指す学生は、一般教養科目に相当する科目が（単位認定の対象外ではあるものの）副専攻の条件を満たす科目として考慮される可能性がありますので、その件に関しては、日吉学生部に相談してください。

以上